

埼玉県病原体サーベイランス実施要領

第1 趣旨及び目的

海外における感染症の発生状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、感染症予防対策の推進を図るとともに感染症のまん延防止策の充実を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の一部を改正する法律（平成26年法律第115号）及び感染症法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第147号）平成28年4月1日から施行された。

この改正により、感染症の情報収集に関する規定が整備され、感染症発生動向調査事業における病原体サーベイランスが強化されたことを受け、埼玉県における病原体サーベイランスに関して本要領を定めるものである。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行の教訓を踏まえ、COVID-19や季節性インフルエンザのほか、同様の感冒様症状等を呈する急性呼吸器感染症の流行状況等を把握するため時限的に実施していた「急性呼吸器感染症（病原体）サーベイランス」について、平時から季節ごとの原因ウイルスの流行状況をとらえるとともに、新たなウイルスの出現を早期に探知する取組として本要領に取り込むこととする。

本要領は、医療関係者の協力のもと、病原体情報を収集及び分析することで、流行している病原体の検出状況及び特性を把握し、適切な感染症対策を立案すること、また県民及び医療関係者へ情報提供を行い、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図ることで、多様な感染症の発生及びまん延を未然に防止することを目的とする。

第2 適用範囲

本要領における適用範囲は、埼玉県感染症発生動向調査事業実施要綱（以下「県要綱」という。）の「第2 対象感染症」に規定する感染症、COVID-19及び同様の感冒様症状等を呈する急性呼吸器感染症とする。

第3 実施体制

本要領における実施体制は、県要綱の「第3 実施体制の整備」に規定する実施体制とする。

第4 事業内容

本要領における事業の内容は、県要綱の「第4 事業の内容」に規定する内容に定めるほか、取扱いについては以下のとおりとする。

1 定点把握五類感染症等の取扱い

定点把握対象の五類感染症等における病原体サーベイランスの取扱いについては以下のとおりとする。

(1) 急性呼吸器感染症の取扱い

感染症法第14条の2第1項及び感染症法施行規則第7条の3に定めるインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)を含む急性呼吸器感染症の病原体サーベイランスについては、以下のとおりとする。

ア 対象検体

症状などから臨床的に急性呼吸器感染症(COVID-19、インフルエンザ以外を含む)が疑われ、感冒様症状(発熱(37.5℃以上)、咳、鼻閉、鼻汁、咽頭痛など(いずれか1つ以上))もしくは肺炎所見(胸部画像検査上、肺炎(疑似)所見(+))を呈した患者から採取した咽頭拭い液、鼻腔拭い液又は鼻汁。

イ 実施方法

1 定点医療機関当たり毎週3検体を採取する。

また、対象の医療機関については、インフルエンザ病原体定点、小児科病原体定点及び一部の基幹病原体定点とする。

(2) その他感染症の取扱い

インフルエンザを含む急性呼吸器感染症以外の定点把握五類感染症の病原体サーベイランスについては、重要度に応じて以下のとおり分類をして調査を行う。

ア 定常調査

病原体サーベイランスの重要度が特に高い感染症について、定常的に調査を行う。

(ア) 対象感染症

RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、感染性胃腸炎、手足口病、ヘルパンギーナ

(イ) 調査単位

小児科病原体定点は、対象感染症のうち各月に少なくとも4症例から1検体ずつを採取する。ただし、対象となる検体が無い場合はこの限りでない。

(ウ) 実施方法等

県要綱に規定する「第4 事業の内容 3 定点把握対象の五類感染症」のとおり実施する。

なお、対象検体については、別表のとおりとする。

イ 随時調査

病原体サーベイランスが必要な感染症について、随時調査を行う。

(ア) 対象感染症

定常調査で定める感染症を除く定点把握五類感染症

(イ) 調査単位

随時

(ウ) 実施方法等

県要綱に規定する「第4 事業の内容 3 定点把握対象の五類感染症」のとおり実施する。

なお、対象検体等については、保健所と衛生研究所が協議のうえ決定する。

2 定点把握五類感染症等以外の感染症の取扱い

定点把握五類感染症等以外の感染症（一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、全数把握五類感染症、感染症法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症）における病原体サーベイランスの取扱いは以下のとおりとする。

（1）結核の取扱い

別に定める「埼玉県結核菌分子疫学調査実施要領」に基づき取扱う。

（2）その他の感染症の取扱い

県要綱のとおり実施する。

ただし、現状の社会的な影響を鑑み、レジオネラ症、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、薬剤耐性アシネトバクター感染症については、当面の間、積極的に病原体情報の収集を行う。

なお、個別に取扱いを定める必要性が生じた場合は、随時本要領に定めることとする。

3 特別事由による感染症の取扱い

感染症対策課は、重症事例や特異事例の探索的検査の必要性が生じた場合、1、2に限らず、各保健所、衛生研究所等の関係機関と協議のうえ、特別に調査することができる。

4 検体の提出

検体提出機関は、県要綱別記様式1第1号から第6号のうち、医師が診断した感染症に係る検査票（以下「検査票」という。）を添付し、検体を検体提出機関を所管する保健所（以下「管轄保健所」という。）に提出する。

なお、検体の提出は、管轄保健所による直接受取を原則とする。

その際、検体の受取の日時、場所、連絡手段等については、あらかじめ管轄保健所と協議して決定をする。

また、検体提出機関が検体を郵送で提出する場合は、あらかじめ管轄保健所と協議のうえ、令和2年4月14日付健感発0414第6号「感染症発生動向調査事業等において検体等を送付する際の留意事項について」で定める遵守事項を遵守しなければならない。

5 検体の送付

保健所は、検体採取日から原則として1週間以内に、「検査票」、県要綱別記様式1－（1）「感染症発生動向調査に係る検査について（依頼）」を添付し、検体を衛生研究所に送付する。

6 検体の検査及び結果報告

衛生研究所は、すべての検査が終了後、検査結果が記入された「検査票」、県要綱別記様式1－(2)「感染症発生動向調査事業の検査成績について」を該当保健所及び感染症対策課に通知する。

保健所は、衛生研究所から通知され次第、検査結果が記入された「検査票」、県要綱別記様式1－(3)「感染症発生動向調査に係る検査について」を検体提出機関へ送付する。

7 国への報告

衛生研究所は、検査結果を感染症サーベイランスシステム(NESID)に入力し報告する。

8 集計報告

保健所は、提出された検体の集計結果について、下記の様式を使用して四半期ごとに感染症対策課に報告する。

- (1) 急性呼吸器感染症 様式2「季節性インフルエンザサーベイランス実績報告書」
- (2) 定常調査 様式3「病原体サーベイランス定常調査実績報告書」
- (3) 随時調査 様式4「病原体サーベイランス随時調査実績報告書」

第5 個人情報 の適正な維持管理

本事業の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

また、本業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。当該業務から退いた後も同様とする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

埼玉県インフルエンザ病原体サーベイランス実施要領（平成21年9月16日施行）
を廃止する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 第4の1 (2) ア (ウ) 関係

対象疾患	対象検体
R S ウイルス感染症	咽頭拭い液、鼻腔拭い液、鼻汁
咽頭結膜熱	咽頭拭い液、結膜拭い液
感染性胃腸炎	糞便
手足口病	咽頭拭い液、水疱内容物
ヘルパンギーナ	咽頭拭い液